

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について【議案第 1 号】

政策総務部総務課

議 案 名	改 正 概 要
二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【改正理由】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>【改正概要】</p> <p>1 育児を行う職員の深夜勤務等の制限に係る子の範囲の拡大（第 9 条の 2） →特別養子縁組の監護期間中の子等を対象に含める。</p> <p>2 介護休暇を請求できる期間の分割（第 17 条） →要介護者 1 人につき、1 回に限り、連続する 6 か月の期間内で介護休暇を取得することが可能であるものを、要介護者 1 人につき、3 回を上限として、合計 6 か月の範囲内で介護休暇を分割取得できることを可能にする。</p> <p>3 介護時間（部分休暇）の新設（第 12 条、第 17 条の 2、第 18 条） →最長 3 年、1 日 2 時間まで介護のため勤務しないこと（介護時間）ができる仕組みを整備する。 ※育児部分休暇と同様の扱い。</p> <p>4 その他改正等に伴う条項の字句や表現の整理</p> <p>【施行期日】 平成 29 年 4 月 1 日</p>

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について【議案第 2 号】

政策総務部総務課

議 案 名	改 正 概 要
二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【改正理由】 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>【改正概要】</p> <p>1 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲の拡大（第 2 条の 2） →特別養子縁組の監護期間中の子等を対象に含める。</p> <p>2 その他改正等に伴う条項の字句や表現の整理（第 2 条の 3、第 3 条、第 10 条、第 21 条、第 22 条）</p> <p>【施行期日】 平成 29 年 4 月 1 日</p>